

教えて あいおいくん！ 自分でも遺言書を作ってみました（司法書士 福井圭介）



年間40名ほどの方から遺言のご相談をお受けし、実際には20名ほどの方の遺言書作成をサポート（お考えをお聞きし文案を作成・公正証書遺言は証人としての立ち合いも行う）をしています。また、遺言執行者として遺言の内容を実現させるための諸手続きも担当しています。このように、たくさんの遺言にかかわってきた私ですが・・・自分の遺言書を作ってみて、新たな気づきがありました！！



遺言書作成のきっかけは？

昨年7月から始まった「法務局による遺言書保管制度」を体験してみたいと思ったからです。この制度は自筆の遺言書を法務局で保管してもらえるものです。

「紛失したらどうしよう」という不安から解放されますし、自筆証書遺言を遺族が発見した場合に必要な家庭裁判所での検認の必要がなくなります。



[以前のブログ](#)

利用を希望されるお客様からの質問に的確にお答えできるよう、私は今年の8月に実際に利用してみました。体験談や制度の概要や問題点については、以前ブログに掲載しました。



実際に遺言書を作成してみよう

財産の見直しにつながる

遺言書を作る準備として、自身の財産（預貯金、不動産、株式などの有価証券）がどれだけあるのか明らかにしておく必要があります。もちろん、住宅ローンなどの借入金もです。私もあらためて財産を見直し、使っていない通帳を発見し解約することができました。

遺言書に添付する「財産目録」って？

エクセルで表を作って・・・と難しく考える必要はありません。

通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号がわかる表紙部分）、不動産のわかる登記事項証明書を添付することで財産目録と認められます。

すべての書類に署名と捺印をするのを忘れないようにしてください。



自分にとって何が大切なのか再確認できる

財産を誰に相続させるのかを考える必要がありますが、私にとって家族とのこれまでの歩みを振り返り思い出のアルバムを1枚1枚めくるような気持ちにかられました。そして未来に想いを馳せ、まだ若い娘たちの花嫁姿を想像し思わず目頭が熱くなりました（笑）。

「遺言」って“お金持ちや年配の方が書くものでしょ？ 亡くなった後に遺族が困らないためのものでしょ？”と自分には遠い存在とを感じる方もいらっしゃるかもしれません。

遺言を作るプロセスがこんなにも重要であると専門家である私も改めて気づかされました。元気なうちに時間をかけて家族や財産について思いを巡らし、自分にとって大切なものを再確認できる貴重な機会になります。私の経験を通じて遺言が少しでも身近なものとして感じていただけると嬉しい限りです。